

愛知県総合防除計画

令和6年3月



目次

第1	指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項	1
1	総合防除計画策定の趣旨	1
2	県における総合防除の基本方針	1
3	愛知県総合防除計画の見直しについて	1
第2	指定病害虫及び指定病害虫以外の病害虫の種類ごとの総合防除の内容	2
1	総合防除とは	2
2	病害虫発生予察情報の活用	2
3	総合防除を定める指定病害虫及び指定病害虫以外の病害虫	2
4	指定病害虫及び指定病害虫以外の病害虫の種類ごとの総合防除	4
	(総論)	4
	発生予察事業の対象作物	
	普通作物	5
	野菜	9
	果樹	19
	花き	26
	発生予察事業の対象でない作物	
	特用作物	28
	野菜	29
	果樹	31
第3	指定病害虫の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業関連団体等との連携に関する事項	32
第4	法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項	33
1	異常発生時防除とは	33
2	異常発生時の基準	33
3	異常発生時防除に係る区域や期間の設定	33
4	異常発生時防除の内容	33
5	異常発生時防除の実施体制	34
第5	その他必要な事項	35
1	農薬の適正使用について	35
2	住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導	35
3	薬剤抵抗性の発達回避	35

第1 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項

1 総合防除計画策定の趣旨

近年、温暖化等による気候変動を背景として、病虫害の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の早期化及び終息時期の遅延が報告され、人や物の移動が活発となることに伴い、病虫害の発生リスクが高まっており、農業生産の現場への影響が懸念されている。

国は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる政策方針として「みどりの食料システム戦略」を示した。化学農薬のみに依存しない総合的な病虫害管理体系の確立・普及等を図り、「2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算の50%低減を目指す。）」等の目標を掲げている。

近年の病虫害の発生状況などを踏まえ、有害な病虫害の発生を防ぎ、農業生産の安全を図ることを目的として、改正植物防疫法が令和5年4月1日に施行され、「指定有害動植物」（以下、有害動植物を「病虫害」という）を定め、指定病虫害の総合防除の推進の意義及び基本的な方向、指定病虫害の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項等を示した「総合防除基本指針」を国が策定し、近年の農作物の病虫害防除に係る課題に対応している。

本県においても、こうした状況の変化に的確に対応し、総合防除の普及を図る必要があるため、対応が必要な病虫害について、植物防疫法第22条の3第1項の規定に基づき、「愛知県総合防除計画」を策定するものである。

2 県における総合防除の基本方針

これまで、本県においては、病虫害や雑草が発生しにくい環境を整えながら、病虫害発生予察情報等に基づき、防除要否及びタイミングの判断を的確に行う総合的病虫害・雑草管理の取組を進めてきたところである。総合的病虫害・雑草管理は、予防、判断及び防除の各段階において、利用可能な全ての防除技術について経済性を考慮しつつ適切な手段を総合的に講ずることを基本としており、総合防除計画においても、引き続き、病虫害発生の予防に重きを置いた総合防除を基本として、広く農業者等に対して普及・推進を図るものとする。

3 愛知県総合防除計画の見直しについて

国による「総合防除基本指針」の改訂に合わせ、見直しを行うとともに、状況の変化に合わせて必要に応じて随時改訂を行う。

第2 指定病害虫及び指定病害虫以外の病害虫の種類ごとの総合防除の内容

1 総合防除とは

次の(1)～(3)の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施されるものとする。

- (1) 土壌診断に基づく施肥管理や健全な種苗の使用、農作物の残さの除去など、指定病害虫の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施（予防）
- (2) 発生予察情報の活用や、ほ場の見回り等農業者自らが指定病害虫の発生状況の観察等を行うことによる、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断（判断）
- (3) 指定病害虫の発生状況等を踏まえて防除が必要と判断した場合に、当該指定病害虫の駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施（防除）

2 病害虫発生予察情報の活用

発生予察とは、病害虫の防除を効果的（経済的で適時かつ適切）なものにするため、病害虫の発生、気象、農作物の生育等の状況を調査して、病害虫の発生を予察することである。

愛知県では、植物防疫法に基づく発生予察事業を実施しており、病害虫の発生による被害を最小限に抑えるため、以下の発生予察情報を発表している。

総合防除を効果的に推進していくために、予防や防除措置の判断の基礎となる発生予察情報を活用する。

(参考) あいち病害虫情報 発生予察情報の種類と内容

発生予報	農作物に対する病害虫の発生時期や発生量についての予想を定期的に発表するもの。本県では概ね毎月初めに発表している。
警報	農作物の重要な病気や害虫が大発生することが予想され、かつ早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表するもの。
注意報	警報を発表するほどではないが、農作物の重要な病気や害虫が多発することが予想され、かつ早めに防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表するもの。
特殊報	県内では発生が知られていなかった農作物の病気や害虫を発見した場合及び農作物を加害する重要な病気や害虫の発生の消長に特異な現象が認められた場合に発表するもの。
その他の情報	注意報を発表するほどではないが、重要な病害虫の発生が懸念され、何らかの防除措置を講ずる必要がある場合、あるいは新たに発見された病害虫の発生状況について新たな知見が得られた場合等に発表する。

3 総合防除を定める指定病害虫及び指定病害虫以外の病害虫

「植物防疫法施行規則第40条」により定められている指定病害虫のうち、本県の実情に合わせて、表1及び表2を参考に、主な指定病害虫及び指定病害虫以外の病害虫の総合防除を定める。

なお、指定病害虫以外の病害虫については下線で示す。

表1 発生予察事業の対象作物に関するもの

区分	作物名	病虫害
普通作物	イネ	いもち病、紋枯病、もみ枯細菌病、縞葉枯病、白葉枯病、ヒメトビウンカ、ニカメイガ、セジロウンカ、トビイロウンカ、ツマグロヨコバイ、斑点米カメムシ類、フタオビコヤガ、コブノメイガ、イネミズゾウムシ、イネドロオイムシ、 <u>イチモンジセセリ</u>
	ムギ	うどんこ病、赤かび病、さび病類
	ダイズ	ハスモンヨトウ、オオタバコガ、吸実性カメムシ類
野菜	イチゴ※1	灰色かび病、うどんこ病、炭疽病、ハダニ類、アザミウマ類
	キュウリ※1	べと病、うどんこ病、灰色かび病、褐斑病、アザミウマ類、コナジラミ類、 <u>黄化えそ病</u>
	トマト※1 (ミニトマト※2)	疫病、灰色かび病、葉かび病、すすかび病、黄化葉巻病、コナジラミ類
	ナス※1	うどんこ病、灰色かび病、すすかび病、ハダニ類、アザミウマ類
	キャベツ (ブロッコリー※2)	黒腐病、菌核病、コナガ、ハスモンヨトウ、シロイチモジヨトウ、オオタバコガ、モンシロチョウ、 <u>ハイマダラノメイガ</u>
	ハクサイ	アブラムシ類、コナガ、ハスモンヨトウ、 <u>軟腐病</u> 、 <u>べと病</u> 、 <u>ハイマダラノメイガ</u>
	タマネギ	白色疫病、べと病
	ニンジン	ハスモンヨトウ、オオタバコガ
果樹	ウンシュウミカン※1	そうか病、黒点病、かいよう病、ハダニ類、アブラムシ類、アザミウマ類
	ナシ	黒星病、赤星病、シンクイムシ類、ハマキムシ類、ハダニ類、アブラムシ類、カメムシ類、カイガラムシ類、 <u>うどんこ病</u>
	モモ	せん孔細菌病、シンクイムシ類、ハダニ類、 <u>黒星病</u> 、 <u>灰星病</u> 、 <u>モモハモグリガ</u> 、 <u>アブラムシ類</u>
	ブドウ	べと病、アザミウマ類、 <u>黒とう病</u>
	カキ	炭疽病、カキノヘタムシガ、カイガラムシ類、アザミウマ類、カメムシ類、 <u>うどんこ病</u> 、 <u>円星落葉病</u> 、 <u>角斑落葉病</u>
花き	キク※1	白さび病、アザミウマ類、アブラムシ類、オオタバコガ、ハダニ類

※1 イチゴ、キュウリ、トマト及びナスは施設栽培、ウンシュウミカン及びキクは露地栽培を対象に発生予察事業を実施

※2 ミニトマト及びブロッコリーは発生予察事業の対象外の作物

表2 発生予察事業の対象外の作物に関するもの

区分	作物名	病虫害
特用作物	チャ	アザミウマ類、カイガラムシ類、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類、ハマキムシ類
野菜	シソ	<u>シソモザイク病</u> 、 <u>斑点病</u> 、 <u>アザミウマ類</u> 、 <u>アブラムシ類</u> 、 <u>ハダニ類</u> 、 <u>ハスモンヨトウ</u> 、 <u>センチュウ類</u>
	フキ	<u>ウイルス病アブラムシ類媒介</u> 、 <u>半身萎凋病</u> 、 <u>白絹病</u> 、 <u>コナジラミ類</u> 、 <u>フキノメイガ</u>
果樹	イチジク	<u>アザミウマ類</u> 、 <u>カミキリムシ類</u> 、 <u>ハダニ類</u> 、 <u>疫病</u> 、 <u>酵母腐敗病</u> 、 <u>さび病</u> 、 <u>株枯病</u>

4 指定病害虫及び指定病害虫以外の病害虫の種類ごとの総合防除

総合防除の手法に関する基本的な事項として総論に示す。

また、各作物及び指定病害虫等における総合防除の内容を個別の例として下表に示す。

(総論)

- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理、たい肥や緑肥等の活用による土作り、土壌の排水性改善、土壌や培地の消毒、健全な種苗、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種の使用、病害虫の発生源（雑草、作物残さ等）の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等により、病害虫が発生しにくい生産条件を整備する。
- ・ ほ場内を見回り、又は必要に応じて粘着シート等を設置し、病害虫の発生や被害状況を把握するとともに、県が発表する発生予察情報や過去の病害虫の発生動向、作物の生育状況や気象予報等を踏まえて、防除の要否及び防除時期を判断する。
- ・ 防除に当たっては、化学農薬のみに依存せず、病害虫の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとともに、天敵等の生物農薬や天然物質由来の農薬を含めた多様な防除方法を活用する。
- ・ 作物の生育及び病害虫の発生状況に合わせ、病害虫の被害を確実に抑えながら、薬剤の使用が最小限となるよう、使用基準（希釈倍数、使用液量、使用時期等）に従って農薬を適正に使用する。
- ・ 薬剤散布を実施する場合には、飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置など、適切な飛散防止措置を講じる。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、個々の薬剤の効果特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫への影響が小さい薬剤や選択性のある薬剤の使用により、土着天敵や訪花昆虫の保護に努める。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性又は薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
- ・ 農薬散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水を適切に処理し、河川等に流入しないようにする。
- ・ 各農作業の実施日、病害虫の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤の名称、使用時期、使用量、散布方法等を作業日誌として記録する。
- ・ 県や農業者団体等が開催する病害虫の総合防除に関する研修会、農薬の適正使用に関する研修会等に参加する。

表3 発生予察事業の対象作物

作物名	病虫害	総合防除の内容
イネ	いもち病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂いもちの発生ほ場では、自家採種を行わない。 ・抵抗性品種を使用する。 ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・補植用の取置苗は本指定病虫害の発生源となることから、早期に除去する。（葉いもち） ・山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。 ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を抜き取る。（苗いもち） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
イネ	紋枯病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過繁茂にならないよう留意する。 ・代かき後に、けい畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。 ・けい畔、水路等の雑草を除草する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。
イネ	もみ枯細菌病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病ほ場から採種する。 ・育苗においては、有機質含量の高い軽量培土を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・高温下での育苗管理を避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
イネ	白葉枯病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。 ・冬季に、本指定病虫害の越冬源となるけい畔、水路等の雑草を除草する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。

イネ	ヒメトビウンカ(縞葉枯ウイルス)	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抵抗性品種（縞葉枯病）を使用する。 ・ けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。 ・ 本指定病害虫（ヒメトビウンカ）に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・ 再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。 ・ 冬季に、本指定病害虫（ヒメトビウンカ）の越冬場所となる、けい畔、農道及び休耕田のいね科雑草を除草する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植直後から本指定病害虫（ヒメトビウンカ）の発生動向に留意する。 ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・ 縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
イネ	ニカメイガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本指定病害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・ 収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらをすき込む。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報等を参考に、薬剤散布等を実施する。
イネ	セジロウンカ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本指定病害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本指定病害虫の発生動向に留意する。 ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
イネ	トビイロウンカ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本指定病害虫に適用のある育苗箱処理剤（長期間残効のあるもの）を施用する。 ・ 密植や過繁茂とならないよう、栽植密度（植付け本数及び植付け間隔）を調整する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報等を活用し、本指定病害虫の発生動向に留意する。 ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。 ・ 坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。

イネ	ツマグロヨコバイ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定病害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・けい畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、ゆっくり深く耕起し、十分にすき込む。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
イネ	斑点米カメムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出穂2週間前までに、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 ・水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、出穂期から適期に薬剤散布等を実施する。
イネ	フタオビコヤガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定病害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後の稲わらを適切に処分し、蛹を死滅させる。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。
イネ	コブノメイガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛来性害虫のため、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
イネ	イネミズゾウムシ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定病害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・深水を避け、根を健全に保つため浅水管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
イネ	イネドロオウムシ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定病害虫の越冬源や繁殖源となる、ほ場周辺、けい畔等のイネ科雑草を除草する。 ・本指定病害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等により発生量を確認し、発生が

		多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。
イネ	<u>イチモンジ</u> <u>セセリ</u>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉色が濃くならないよう適切な施肥を行う。 ・被害が多い地域では早期、早植栽培を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。
ムギ	うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株の残さやこぼれ麦が次期作の伝染源となることから、適切に処分する。 ・過繁茂とならないよう、適正な種量を守る。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努める。
ムギ	赤かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・倒伏防止に努める。 ・収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、適期の薬剤散布等を実施する。 ・降雨等の天候不順が続く場合には、追加の薬剤散布を実施する。
ムギ	さび病類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素肥料の過用を避ける。 ・発病株の残さやこぼれ麦は次期作の伝染源となることから、適切に処分する。 ・過度な早まきを避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、防除適期や薬剤散布等の要否を判断する。
ダイズ	吸実性カメムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、発生密度の低下を図る。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が着莢部に十分付着するよう、丁寧に散布する。

対象作物を特に定め ないもの（野菜、ダイズ等）	オオタバコ ガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ほでは、防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・交信かく乱剤を使用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。
対象作物を特に定め ないもの（野菜、ダイズ等）	コナガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・交信かく乱剤を使用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。
対象作物を特に定め ないもの（野菜、ダイズ等）	ハスモンヨ トウ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ほでは、防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・交信かく乱剤を使用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。

対象作物を特に定めないもの（野菜、ダイズ等）	シロイチモ ジヨトウ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ほでは、防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・交信かく乱剤を使用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。
イチゴ	灰色かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により湿度を高くしすぎない。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。 ・敷わら又はマルチの敷設により、果実が地表面に接触しないようにする。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
イチゴ	うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。

イチゴ	炭疽病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。 ・育苗中は、雨よけ育苗や底面給水を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発病を確認してからの防除は困難であることから、発生予察情報を参考に、発病前から定期的に薬剤散布を実施する。 ・発生状況に応じて、土壤消毒を実施する。
イチゴ	ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗の二酸化炭素くん蒸を実施し、又は育苗床での防除を徹底する。 ・新葉の展開に伴い、不要な下葉を除去する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
イチゴ	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了時に蒸し込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
キュウリ	べと病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な苗を使用する。 ・マルチの敷設を行う。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・施設栽培においては、換気を十分に行い、過湿防止に努める。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、

		<p>丁寧に散布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作物残さを適切に処分する。
キュウリ	うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
キュウリ	灰色かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により湿度を高くしすぎない。 ・風通しを良くするため、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムや防滴フィルムを活用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・発病葉、発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
キュウリ	褐斑病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・施設内の換気をこまめに行い、通路にわら、もみ殻等を敷くことにより、高温・多湿を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。
キュウリ	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・作物残さを適切に処分する
キュウリ	コナジラミ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。
キュウリ	黄化えそ病 (媒介虫： ミナミキイロアザミウマ)	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設開口部に防虫ネットを設置し、媒介虫の飛来を防止する。 ・シルバーポリフィルムなどのマルチを敷き、媒介虫（ミナミキイロアザミウマ）を忌避させる。 ・発病株はすぐに抜き取って処分する。 ・媒介虫の伝染源となる雑草は除去する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、適期に媒介虫を対象とした薬剤散布等を実施する。
トマト (ミニトマト) ※ミニトマトは発生予察事業の対象外	疫病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・早朝の加温、換気、マルチの敷設等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・敷わら又はマルチの敷設により、土が跳ね上がらないようにする。 ・窒素過多を避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉及び発病果を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。

トマト・ミニトマト	灰色かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を高くしすぎない。 ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、防曇・流滴性シートを活用する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本指定有害動植物の伝染を防止する。 ・幼果に残った花卉又は病斑部をできるだけ取り除き、ほ場外に持ち出し、適切に処分する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は、晴れた日の午前中に行う。また、施設栽培では、曇雨天が続いて薬液が乾きにくい場合には、くん煙剤の使用も有効である。
トマト・ミニトマト	葉かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・肥料切れを避ける。 ・過度のかん水及び密植を避ける。 ・マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。 ・発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発病茎葉は本指定有害動植物の伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
トマト・ミニトマト	すすかび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、換気やかん水量に注意する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。

トマト・ミニトマト	黄化葉巻病 (媒介虫：タバココナジラミ)	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種を使用する。 ・本指定有害動植物を媒介するタバココナジラミの防除を行う。 ・タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理や作物残さの適切な処分を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タバココナジラミの防除に当たっては、生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期にタバココナジラミの防除を実施する。 ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。
トマト・ミニトマト	コナジラミ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ナス	うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の宿主植物の除去を実施する。 ・風通しを良くするために、密植を避け過繁茂にならないよう、施肥管理を行うとともに、適正な整枝及び摘葉に努める。 ・生物農薬を活用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ナス	灰色かび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により湿度を高くしすぎない。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・花弁を速やかに除去し、果実での発病を防ぐ。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉や発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ナス	すすかび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植及び過湿を避け、窒素過多にならないよう、適正な施肥管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。特に中・下位葉の葉裏に発病しやすいことに留意し、観察する。 ・作物残さを適切に処分する。
ナス	ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐ。 ・発生施設では、栽培終了後に施設を密閉し、蒸し込み処理を行い、施設外への分散を防止する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ナス	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
キャベツ (ブロッコリー) ※ブロッコリーは発生予察事業の対象外	黒腐病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ施設で育苗する（主にセル苗等）。 ・あぶらな科作物の連作を避ける。 ・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良くする。 ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・害虫の食害痕からの本病原菌の侵入を防ぐため、害虫の防除も徹底する。 ・中耕作業によって生じる傷口は本病原菌の侵入口となることから、天候や、植物体をなるべく傷つけないなど留意する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。
キャベツ	菌核病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿主植物の連作を避ける。 ・密植を避け、風通しを良くする。 ・窒素過多を避ける。 ・田畑輪換や夏季の湛水処理により、菌核を死滅させる。 ・天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・外葉で畝上部がふさがる前に株元に届くよう薬剤散布を実施する。 ・発生予察情報を参考に、前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、結球開始期から薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。
キャベツ	モンシロチョウ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ほでは、防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・リビングマルチの活用により、密度抑制を図る。 ・ほ場周辺の雑草（特にあぶらな科雑草）の防除に努める。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、若齢幼虫時に薬剤散布等を実施する。 ・生物農薬を活用する。 ・作物残さを適切に処分する。
キャベツ	<u>ハイマダラ</u> <u>ノメイガ</u>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ほでは、防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・育苗時または、定植時等に農薬により防除する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等により早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。特に生育初期に注意する。
ハクサイ	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結球内部に寄生すると防除が難しくなるとともに、品質の低下を招くおそれがあることから、結球前の防除を徹底する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

ハクサイ	<u>軟腐病</u>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水を良好にする。 ・傷口や害虫の食害痕からの本病原菌の侵入を防ぐため、管理作業で株を傷つけないよう留意するとともに、害虫の防除を徹底する。 ・被害株は早期に除去する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病前から薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合は、下葉の基部にかけむらのないよう丁寧
ハクサイ	<u>べと病</u>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好にする。 ・密植を避け通風を良くする。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・被害残さは適切に処分する。
ハクサイ	<u>ハイマダラ</u> <u>ノメイガ</u>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ほでは、防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・育苗期後半または、定植時等に農薬により防除する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生初期から農薬を散布する。ほ場の見回り等により早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。特に生育初期に注意する。
タマネギ	白色疫病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の多いほ場及びその周辺で栽培しない。 ・苗床及びほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・1年から2年間の輪作を行う。 ・定植（移植）の際は、健全な苗を厳選し、保菌苗を持ち込まない。 ・過去に発病したほ場では育苗しない。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉や発病株を速やかにほ場外へ持ち出し、適切に処分する。 ・本指定有害動植物は水媒伝染することから、降雨前後の防除を徹底する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。

タマネギ	べと病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越年発病株を速やかに取り除く。 ・明暗きよにより排水路を確保する等、ほ場内の排水対策を実施する。 ・過去に発病したほ場では育苗しない。 ・発生状況に応じて、苗床の土壌消毒を実施する。 ・発病株を適切に処分する。 ・前作での発病程度に応じて、連作を回避する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・ほ場において、発病株を速やかに取り除き、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・作物残さを適切に処分する。
対象作物を特に定め ないもの（果樹）	果樹カメムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置や袋掛けを行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定病害虫の発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ（主に夕方）、園地内の見回り等を実施する。 ・すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。 ・果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、飛来が確認された園地では薬剤散布等を実施する。 ・地域一斉に薬剤散布を実施すると防除効果が高まる。
ウンシュウミカン	そうか病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の採光や通風を良くする。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。特に若い葉や幼果が感染しやすいので注意する。

カンキツ	黒点病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の採光や通風を良くする。 ・伝染源となる枯れ枝をせん定し、園地外に持ち出し、適切に処理する。 ・切り株は感染源となることから、拡散を防ぐために伐根し、又は袋をかぶせる。 ・老齢樹を更新する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・雨が多く本指定病害虫の多発生が予想される場合には、特に梅雨期の防除を徹底する。 ・降雨直後の樹体が濡れた状態での薬剤散布を避け、樹体が乾いた後に散布を実施する。 ・薬剤散布後の積算降雨量を次回散布の目安とする。
カンキツ	かいよう病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の採光や通風を良くする。 ・本指定有害動植物は強風等により生じた傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・ミカンハモグリガの被害痕は、本指定病害虫の感染を助長することから、ミカンハモグリガの防除に努める。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は、発芽1か月前から春葉展葉終了時までのほか、台風の前後に実施する。
カンキツ	ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・天敵農薬を活用する。 ・土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・抵抗性個体の出現を少なくするため、共同防除又は一斉防除を推進し、年間の薬剤散布回数を少なくする。

カンキツ	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考慮して薬剤を選択する。土着天敵の発生が多い場合には、薬剤の散布を控える。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による被害部位の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
カンキツ	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する。(チャノキイロアザミウマ) <ul style="list-style-type: none"> ・株元に光反射シートのマルチを敷設する。(チャノキイロアザミウマ) ・施設栽培では、施設内への侵入防止のため、施設開口部に防虫ネットや光反射資材による被覆を行う。(ミカンキイロアザミウマ) <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・アザミウマの種類により薬剤の防除効果が異なる場合があることから、発生種を確認する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考慮して薬剤を選択する。
ナシ	黒星病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる罹病落葉を適切に処分する。 ・袋掛けを実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病果や発病葉、発病りん片(芽基部、果そう基部等)等を見つけ次第摘除し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・初期防除に重点を置き、開花前から梅雨期にかけて重点的に薬剤散布を実施する。 ・越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を徹底する。
ナシ	赤星病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺へのびやくしん類の栽植を避ける。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。 ・感染期においては、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

ナシ	シンクイムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。 ・ 袋掛けを実施する。 ・ 受粉樹に残っている果実は、本指定病害虫の発生源となることから、速やかに除去する。 ・ なし園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。(ナシヒメシンクイ) <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
ナシ	ハマキムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で交信かく乱剤を使用する。 ・ 受粉時に巻葉内の越冬幼虫を捕殺する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。 ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。
ナシ	ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・ 天敵農薬を活用する。 ・ 土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。
ナシ	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卵越冬するナシアブラムシは展葉直後から葉を巻き始めるが、葉を巻き始めると防除効果が落ちることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、発生初期の開花期前から薬剤散布等を実施する。 ・ 展葉期の防除に重点を置く。 ・ 展開葉を次々に巻いてその中に寄生することから、浸透移行性薬剤の散布が有効である。

ナシ	カイガラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、本指定病害虫が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・寄生の多い枝は、せん定時等に除去し、適切に処分する。 ・冬季に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・薬液の付着しやすい樹形作りに努める。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
ナシ	うどんこ病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹病落葉は早めに集めて適切に処分する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
モモ	せん孔細菌病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病斑が見つかりやすく、また、薬剤の付着しやすい枝の配置を意識したせん定を実施する。 ・防風ネット、防風垣等による防風対策を実施する。 ・園地内の排水を良好に保つ。 ・発生源となる春型枝病斑の徹底した切除を実施する。また、切除した病斑部を園地外へ持ち出し、適切に処分する。春型枝病斑の発生が疑われる枝についても、切除を実施する。 ・春型枝病斑は長期間にわたって発生することから、病斑の切除は複数回実施する。また、樹冠上部の病斑の有無に留意する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・発病枝、発病葉及び発病果を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・越冬伝染源の密度を低くするため、秋季防除を確実に実施する。
モモ	シンクイムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交信かく乱剤は、越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。 ・袋掛けを実施する。 ・心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。(ナシヒメシンクイ) <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

モモ	ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・天敵農薬を活用する。 ・土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。
モモ	<u>黒星病</u>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ早く袋かけを終了する。 ・病果や病枝を切り取り、処分する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月下旬～6月上旬に薬剤散布等を実施する。
モモ	<u>灰星病</u>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袋かけをする。 ・花腐れや被害果は早期に発見し、適切に処分する。 ・病枝を切り取る。 ・ほ場内の排水、風通し、日当たりなどが悪いと発病を助長するので、排水を良好にし、密植を避け、徒長枝の適切な管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開花期及び収穫 20 日前から収穫期に予防散布を重点に農薬を散布する
モモ	<u>モモハモグリガ</u>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落葉した葉にも繭を作っているので、羽化する前に集めて処分する。 ・交信かく乱剤を使用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
モモ	<u>アブラムシ類</u>	<p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地の見回り等に基づき、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ブドウ	べと病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨が多い地域や本指定病害虫の常発園地では、雨よけ施設の導入を検討する。 ・園地外への持出しや耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・降雨による土砂の跳ね上がりを防ぐため、敷わら等を利用する。 ・軟弱徒長した新梢や過繁茂となった部分に発生しやすいことから、適正な栽培管理を実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を

		<p>実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉、発病花穂及び発病果房を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・薬剤散布を実施する場合には、葉裏だけでなく葉表にも十分に付着するよう散布する。 ・本指定病害虫の抑制には予防が特に重要であることから、発病前からの定期的な薬剤散布を実施する。
ブドウ	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する。(チャノキイロアザミウマ) ・早期の袋掛けを行う。(チャノキイロアザミウマ) ・不要な副梢を速やかにせん定し、処分する。(チャノキイロアザミウマ) <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
ブドウ	黒とう病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹病枝及び巻ひげを除去し、剪定枝を適切に処分する。 ・徒長、晩期伸長しないよう施肥する。 ・新梢、果実の病患部を速やかに取り除く。 ・休眠期に農薬を散布する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病前からの定期的な薬剤散布を実施する。
カキ	炭疽病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地が過湿にならないよう、排水対策を実施する。 ・窒素肥料の過用を避け、枝梢の充実を図る。 ・せん定時に病斑のある枝を除去し、園地外に持ち出し、適切に処分する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
カキ	カキノヘタムシガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害果を速やかに除去し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。
カキ	カイガラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、本指定有病害虫が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・冬季に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・本指定病害虫の発生が認められない場合には薬剤散布を控え、土着天敵の保護に努める。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・果実とへたの間など、薬液が付着しにくい部位への寄生が多いことから、薬剤散布を行う場合には、丁寧に散布する。(フジコナカイガラムシ)
カキ	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する。(チャノキイロアザミウマ) <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
カキ	<u>うどんこ病</u>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病した園は、落葉をできるだけ早く集めて適切に処分する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春季の初発前から薬剤散布等を実施する。
カキ	<u>円星落葉病</u> <u>角斑落葉病</u>	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹病落葉を適切に処分する。 ・密植園は間伐する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月～7月に薬剤散布等を実施する。
キク	白さび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な親株を用いる。 ・かん水は葉が濡れないよう、基本株元に行い、頭上かん水の場合は夕方までに葉が乾くようにする。 ・施設栽培では、施設内が多湿にならないよう、換気を実施し、不要な下葉は除去して株元の通風を良くする。施設密閉時は、室温が露点温度を下回らないよう加温する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による初期発生の把握に努め、適期に薬剤散布を実施する。

キク	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場周辺の雑草等を適切に処分する。 ・施設栽培では、ほ場内へのアザミウマ類の侵入を防止するため、開口部を防虫ネットにより被覆する。 ・ほ場周辺に光反射シートを敷設してアザミウマ類の侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・アザミウマ類が媒介するえそ病、茎えそ病に感染した株は、速やかに抜き取り適切に処分する。
キク	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場周辺の雑草等を適切に処分する。 ・施設栽培では、ほ場内へのアブラムシ類の侵入を防止するため、開口部を防虫ネットにより被覆する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
キク	オオタバコガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期の若齢幼虫のうちに薬剤散布等を実施する。 ・作物残さが発生源にならないよう、適切に処分する。
キク	ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場周辺の雑草等を適切に処分する。 ・苗を介したほ場への持込みを防止する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・施設栽培では、くん煙剤の使用も有効である。

表4 発生予察事業の対象でない作物

作物名	病害虫	総合防除の内容
チャ	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黄色粘着シートの利用、園地の見回り等により新芽生育期の発生状況を把握し、萌芽期から開葉期までにおける防除適期を判断する。
チャ	カイガラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中切り更新することにより、寄生部を除去するとともに樹勢回復を図る。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄生枝の直接観察、粘着シート等により、防除適期である幼虫のふ化最盛期を把握し、適期の薬剤散布等を実施する。 ・卵が雌の介殻内にある産卵期や、幼虫が成長し、ろう物質の介殻で覆われた後は、薬剤による防除適期ではなく、薬剤の効果が劣ることに留意する。 ・薬剤散布を行う場合には、幼虫のふ化を確認した後、薬液が樹冠下の枝条に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。
チャ	チャノホソガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における本指定有害動植物の発生時期を考慮し、早晚性の異なる品種の利用、整せん枝等を活用した作期移動等の耕種的手法を検討する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内又は近隣地域に設置された誘蛾灯又はフェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・新葉や新芽の裏側をよく観察し、水滴状の卵が確認された場合には、薬剤の性質も考慮した防除を実施する。ただし、産卵は新葉及び新芽に行われ、幼虫は若葉を食害することから、摘採が近い場合には、摘採により除去することも可能である。 ・生物農薬を活用する。 ・摘採間近に三角巻葉等の発生が確認され始めた場合には、荒茶の中に虫糞が混入しないよう、できるだけ早く摘採する。
チャ	チャノミドリヒメヨコバイ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定有害動植物は新芽の茎に産卵するため、摘採、整せん枝、すそ刈り等により密度低減を図る。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黄色粘着シートの利用、園地の見回り等に基づき、新芽生育期の発生状況を把握し、防除適期である萌芽期から開葉期までに薬剤散布等を実施する。
チャ	ハダニ類	<p>【判断、防除に関する措置】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・摘採前に発生が多い場合には、摘採を早めて被害の軽減に努める。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・天敵農薬を活用する。 ・多発した園地では、秋整枝後の休眠前又は休眠明けに薬剤散布等を実施する。 ・薬液が付着しにくい葉裏に寄生するため、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏及び裾部に十分付着するよう、丁寧に散布する。(カンザワハダニ)
チャ	ハマキムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で広域に交信かく乱剤を使用する。また、効果確認のためのモニタートラップを設置し、必要に応じて幼虫期を対象とした補完防除を実施する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内又は近隣地域に設置された誘蛾灯や、フェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・生物農薬を活用する。
シソ	シソモザイク病（媒介虫：シソサビダニ）	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こぼれ種子などから発生したハウス周辺のシソやエゴマなどは、シソサビダニの発生源になるので、できるだけ除去する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・媒介虫に対して薬剤散布等を実施する。 ・発病株は伝染源になるため、抜き取って施設外に持ち出し、適切に処分する。
シソ	斑点病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・発病ほ場からの採種を避ける。 ・土壌全面マルチ栽培をする。 ・密植を避け、風通しを良くする。 ・窒素過多に注意する。 ・必要以上のかん水を控える。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹病残さ及び落葉は周辺に放置しないで適切に処分する。 ・予防を主体に適期の薬剤散布等を実施する。 ・生物農薬を利用する
シソ	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の開口部に防虫ネットを張り、侵入を防ぐ。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・生物農薬を利用する

シソ	アブラムシ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設開口部を防虫ネットで被覆し、侵入を防止する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生初期から農薬を散布する。葉の裏側にも薬液がかかるように散布する。
シソ	ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生源となる周辺雑草を除去する。 密植を避け、薬液のかかりやすいようにする。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生初期から農薬を散布する。葉の裏側にも薬液がかかるように散布する。 天敵農薬を活用する。
シソ	センチュウ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対抗植物と輪作するか前作に対抗植物を栽培する。 太陽熱消毒を行う。 有機物を施用する。 定植前に土壌くん蒸する。
フキ	ウイルス病 (媒介虫： アブラムシ類)	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルスに感染していない種茎を用いる。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 媒介虫に対して薬剤散布等を実施する。
フキ	半身萎凋病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無病株を選んで発病のおそれのないほ場で栽培する。 窒素過多にならないようにする。 種茎掘上げ後の水洗は、流水中で行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土壌消毒を実施する。 被害株、被害茎葉は除去して、適切に処分する。
フキ	白絹病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 種茎は健全親株から採取する。 窒素過多にならないようにする。 密植を避け、株元が過湿にならないようにする。 植付前や定植前等に農薬を使用する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発病株を早期に発見し除去する。
フキ	コナジラミ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 施設の開口部に防虫ネットを張り、侵入を防ぐ。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生初期から薬剤散布等を実施する。
フキ	フキノメイガ	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内への侵入防止のため、防虫ネットを張る。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼虫ふ化期～食入開始期に薬剤散布等を実施する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・被害茎を早めに刈り取って適切に処分する。
イチジク	アザミウマ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内及び周辺の雑草を除去する。 ・樹冠下に光反射シートを設置する。 ・幼果の果頂開口部をサージカルテープなどでふさぐ。 ・園外周部を赤色ネットで囲む。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月下旬以降に果頂部から侵入するので、この時期から農薬を散布する。
イチジク	カミキリムシ類	<p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫を捕殺する。 ・食害部を見つけ針金などで刺殺する。 ・クワカミキリ幼虫には食害孔から農薬を注入する。
イチジク	ハダニ類	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の雑草を除去する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生初期に薬剤散布等を実施する。
イチジク	疫病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果枝間隔を広くあけ、通風を良くする。 ・土壌からの一次伝染を防ぐため樹冠下に敷きわらをする。 ・排水を良好にする。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉、果実、枝の罹病組織は早期に除去して処分する。
イチジク	酵母腐敗病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫遅れをなくす。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病果は早期に除去して処分する。 ・収穫期にショウジョウバエ類に適用のある農薬を散布する。
イチジク	さび病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を集めて処分する。 ・結果枝間隔を広くあけ、通風を良くする。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初発時に農薬を散布する。
イチジク	株枯病	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性台木を使用する。 ・苗は無病地で育苗する。 ・さし穂は無病園から採取する。 ・排水を良好にする。 ・定植時にアルカリ資材で株元の土壌 pH を 7.5～8 に矯正する。 ・定植後及び5～10月の期間に農薬を灌注する。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株は早期に処分する。

第3 指定病害虫の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業関連団体等との連携に関する事項

本県における効果的な病害虫防除を推進するため、県機関、市町村及び農業関連団体等は下表の役割のもと、相互の密接な連携を図るものとする。

表5 県機関・市町村・農業関連団体等の役割

県機関	農業総合試験場 (病害虫防除室)	<ul style="list-style-type: none"> ・本県における発生予察事業を中心となっていく。 ・発生予察情報を、県ホームページ等で公開する。 ・病害虫防除員を認定する。 ・病害虫防除員による発生予察調査結果を取りまとめる。
	農業総合試験場 (病害虫研究室)	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察事業において、主に県予察ほ場における調査を実施する。
	農業総合試験場 (普及戦略部)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業改良普及課、病害虫防除室、病害虫研究室と連携し、県内における病害虫の発生状況を把握する。 ・防除方法等について普及指導員に指導する。
	農林水産事務所 (農業改良普及課)	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察事業において、管内の巡回調査地点の調査を行う。 ・病害虫の発生状況や発生予察情報等を参考に、農業者団体等と連携して、地域の農業者に防除方法等を指導する。 ・農業者に対して農薬の適正使用について指導する。
	農林水産事務所 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬取締職員として、使用者に指導を行う。
	農業水産局 (農政部農業経営課)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の総合防除基本指針に基づき、総合防除計画を策定し、防除推進体制を定める。 ・農薬管理指導士を認定し、農薬使用の指導的立場にあるものを育成する。 ・総合防除計画を周知する。
市町村	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者に発生予察情報等の情報提供を行う。
農業 関連 団体	愛知県植物防疫協会	<ul style="list-style-type: none"> ・会員に発生予察情報等の情報提供を行う。
	愛知県農業協同組合 中央会	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合等に対し、発生予察情報等の情報提供を行う。
	愛知県経済農業 協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合等に対し、発生予察情報等の情報提供を行う。 ・防除に必要な農薬や防除資材等を安定供給に努めるとともに、病害虫等に関する知見や防除技術を提供する。
	農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の地域の実情に応じた防除法に係る講習会等により、防除指導に努める。 ・農業者に対して、県等と連携して防除方法等を指導する。
	愛知県農薬卸商業協 同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・防除に必要な農薬や防除資材等を安定供給に努めるとともに、病害虫等に関する知見や防除技術を提供する。
	愛知県農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合には、迅速かつ的確な損害評価及び共済金の支払いを行う。
その他	病害虫防除員	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫発生状況を調査し、病害虫防除室に報告する。

第4 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

1 異常発生時防除とは

法第24条第1項において、農林水産大臣は、発生予察事業の実施により得た資料に基づき、又はその他の事情に鑑み、指定病害虫の異常発生時であって、その急激なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、関係都道府県知事に、総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、当該指定病害虫の異常発生時防除を行うよう指示することができるものとされている。

2 異常発生時の基準

農林水産大臣は、発生予察調査やほ場調査等の結果、都道府県における指定病害虫の発生程度が、発生予察調査における「甚」の基準を大きく上回り、かつ、その発生が局地的でない状況に至った場合等において、その都度速やかに当該指定病害虫の性質に関し専門の学識経験を有する者から、①まん延の速度が急激である状況、②通常の防除措置では農作物への損害の発生を抑えられない状況、③当期又は次期作の農業生産に明らかな影響を及ぼす状況、に該当するかどうか等の意見を聴いた上で、異常発生時に該当するかどうかの判断を行うものとする。

3 異常発生時防除に係る区域や期間の設定

知事は、農林水産大臣から異常発生時防除の指示を受けたときは、県内における当該指定病害虫の急激なまん延を防止するため、法第24条第2項に基づき当該指定病害虫の発生状況や農作物の栽培及び生育状況など、当該地域の実情を勘案した上で、異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示するものとする。

4 異常発生時防除の内容

- ・ 早期収穫する
- ・ 被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。
- ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
- ・ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。

5 異常発生時防除の実施体制

迅速に防除を実施するため、県機関、市町村及び農業関連団体等は下表の役割のもと、連携を図るものとする。

表6 異常発生時の県機関・市町村・農業関連団体等の役割

県機関	農業総合試験場 (病虫害防除室)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における病虫害の発生状況を把握する。 ・農業者及び農業関連団体等に対して、防除方法を指導する。
	農業総合試験場 (病虫害研究室)	<ul style="list-style-type: none"> ・病虫害防除室を支援する。
	農業総合試験場 (普及戦略部)	<ul style="list-style-type: none"> ・普及組織、病虫害防除室、病虫害研究室と連携し、県内における病虫害の発生状況を把握する。 ・防除方法等について普及指導員に指導する。
	農林水産事務所 (農業改良普及課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関連団体等と連携して、地域の農業者に防除方法を指導する。
	農林水産事務所 (農政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等の被害状況を把握する。
	農業水産局 (農政部農業経営課)	<ul style="list-style-type: none"> ・異常発生時防除に係る区域や期間等の設定及び告示を行う。 ・県機関、市町村及び農業関連団体等に対する区域、期間、防除方法を通知する。
市町村	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者及び住民に対する期間、防除方法について周知する。
農業関連団体	愛知県植物防疫協会	<ul style="list-style-type: none"> ・会員に対する期間、防除方法について周知する。
	愛知県農業協同組合中央会	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合等に対して、区域、期間、防除方法の周知を行う。
	愛知県経済農業協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合等に対して防除方法等の周知を行う。 ・防除に必要となる薬剤等農業資材の円滑な調達、手配を行う。
	農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者に対して、期間、防除方法の周知並びに防除方法を指導する。
	愛知県農薬卸商業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・防除に必要となる薬剤等農業資材の円滑な調達、手配を行う。
	愛知県農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等の被害状況を把握する。
その他	病虫害防除員	<ul style="list-style-type: none"> ・病虫害の発生状況を把握する。
	農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・異常発生時防除内容に沿った防除を実施する。

第5 その他必要な事項

1 農薬の適正使用について

防除手段として農薬を利用するに当たっては、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも、安全かつ適正な使用の確保が極めて重要である。

このことから、県は、農業者団体等とも連携し、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）等の関係法令に基づく農薬の適正使用等についての指導、農薬やその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等を行うものとする。

2 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病害虫・雑草管理の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導する。

3 薬剤抵抗性の発達回避

化学農薬の使用に伴う薬剤抵抗性の発達リスクは、病害虫の種類や、病害虫における化学農薬の作用点の違いにより、その程度が異なることが報告されている。また、農作物の栽培地域の気象条件、栽培品種、栽培方法等の違いに基づく病害虫の発生量及び化学農薬の使用回数の多少によっても、薬剤抵抗性の発達リスクは異なる。

このことから、総合防除における化学農薬の使用に当たっては、薬剤抵抗性の発達回避に資するため、県や農業者団体等は、化学農薬の作用機構分類（RACコード）を踏まえた防除指導、薬剤抵抗性や化学農薬の作用機構分類に係る農業者等の理解の醸成等を図るものとする。

また、薬剤抵抗性の発達の有無に基づく十分な防除効果が得られる化学農薬の選択や、農業者への最適な防除指導に資するため、県は、地域の実情に応じて、各地域における病害虫の薬剤抵抗性の発達の有無をモニタリングし、農業者団体等の関係者に情報共有するとともに、その結果を国に報告するものとする。

住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。
なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等があ

る場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」（平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫

課) や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術をとりとまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課) も参考とすること。

愛知県総合防除計画

策 定 令和 6 年 3 月 25 日
公 表 令和 6 年 3 月 25 日
発 行 愛知県農業水産局農政部農業経営課
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
電 話 052-954-6411 (ダイヤルイン)
ファクシミリ 052-954-6931